

緊急電話設置費等助成事業について

■目的

高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者が、病気や緊急時において、身寄りの者に連絡することができる**緊急通報装置**を設置し、使用する経費を助成することにより、毎日を安心して過ごすことができるように図ることを目的とします。

■対象者

市内に居住し、次の各号に該当する方。

- ① 満70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 満70歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

※ ご家族が、同一敷地内に居住、または隣接している場合は除きます。

■緊急通報装置の設置

- 装置は利用者がNTTからレンタルし、既存の電話に接続します。
 - ※ レンタル料は、電話料金と一緒に請求されます。利用にあたり配線レンタル料として別途60円/月（自己負担）掛かります。
 - ※ 基本契約がNTT（アナログ回線）でない方は利用できません。
 - ※ ISDN回線・IP網・CATV網に接続して利用する事は出来ません。
 - ※ ターミナルアダプタ等のアナログポートや他の通信機器を経由して接続しないで下さい。
- 設置時にNTTが、消防署を含む緊急連絡先3ヶ所を登録します。緊急時に『非常ボタン』を押すと、装置が緊急連絡先3ヶ所へ順番に電話をかけ、緊急通報のメッセージを伝えます。
- オプションを追加設置できます。（ワイヤレスリモートスイッチ5）ペンダント形 使用範囲は、半径約20m



本体



■費用の助成

レンタル料の半額を助成します。

助成金の交付は半年毎に指定された口座にお振込みします。

※半年毎の振込は、利用者の銀行口座でご確認ください。(毎年10月、4月下旬です)

※設置・取外し等の手数料はレンタル料に含まれますが、設置に伴う配線工事等が必要な場合は自己負担となります。配線レンタル料60円/月は助成に含みません(自己負担)。

1ヶ月あたりの料金

オプション	本体のみ	本体+ワイヤレス	配線
レンタル料 (助成額)	180円(税別) (90円)	380円(税別) (190円)	60円(税別) (0円)

■ご注意

契約する(料金を払う)電話会社をNTT以外に変えた場合、今まで使っていた、**緊急電話通報装置は使えなくなります。**

※ 契約変更には内容を充分ご確認ください!

※ なお、NTTでも緊急電話が使用できなくなる“ひかり電話”などがありますのでご注意ください。

■申請

ご家族もしくは地域の民生委員さんを通じ、申請書を提出して下さい。その後、担当民生委員さん経由で、申請者に決定または却下の通知をいたします。

■廃止

ご本人死亡や施設入所の場合、またはNTTアナログ回線から回線を変更した場合は、廃止手続きが必要になります。必ず豊明市社会福祉協議会にご連絡ください。

装置等は取り外して豊明市社会福祉協議会に直接お持ちいただくか、返送キットをご家族にお送りいたします。対応が難しい場合はNTTに取り外し工事を依頼します。取り外し工事は無料です。

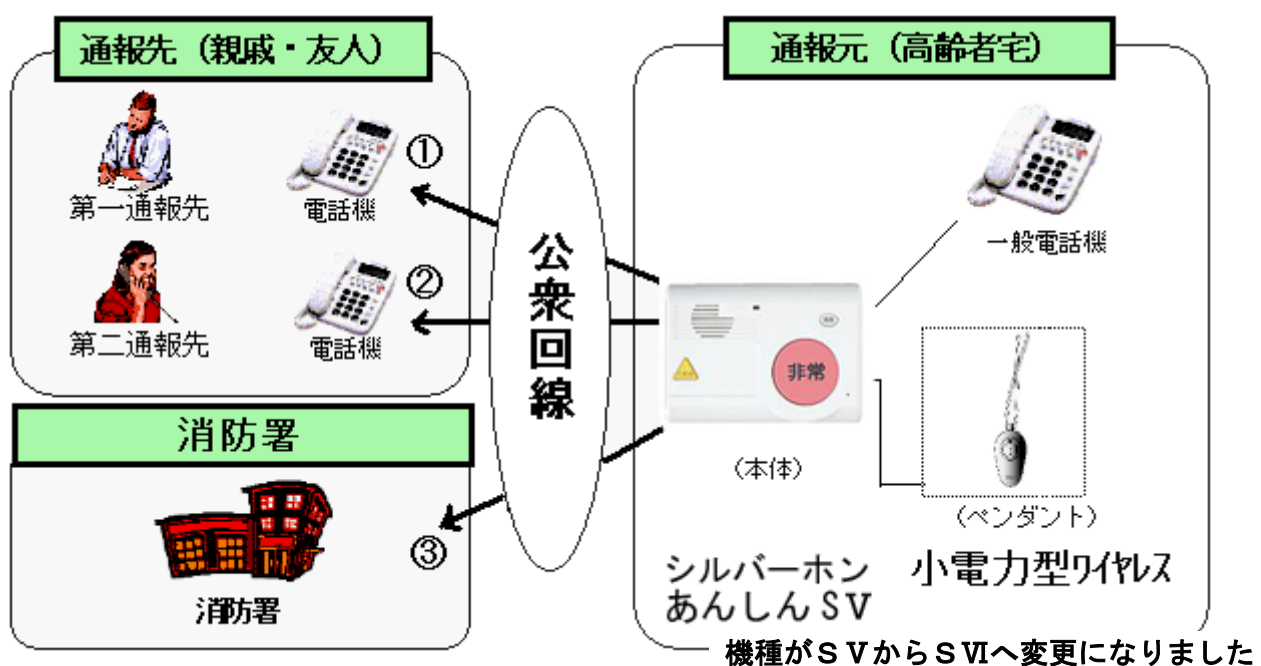
■変更

変更届を豊明市社会福祉協議会にご提出下さい。市内における引越し、登録電話番号の変更などの工事は有料(3,190円税込)となります。

■点検

NTTによる無料点検工事が約1年に1度あります。お宅を訪問し、ご使用の機器が正常に機能するかの点検です。

■事業のイメージ



問合せ先 豊明市社会福祉協議会 豊明市新田町吉池18-3
電話 0562-93-5051 FAX 0562-93-3880

緊急通報システムの仕組みについて

